

(平成24年2月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

香川国民年金 事案 462

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から同年3月まで

私が、A市に転居した後の昭和44年11月から45年1月頃に、同市で国民年金の手続きを行い、国民年金保険料を納付するようになった後、はがき等で未納になっている期間の保険料を納付するよう通知があり、未納期間の保険料を納付した。

記録では申立期間の国民年金保険料が未納となっているが、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳から60歳までの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付している上、複数の年度について、保険料を前納するなど、保険料の納付意識が高いことがうかがわれる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後に同手帳記号番号を払い出されている被保険者の中に、本来、手帳記号番号が払い出された時点では、時効により国民年金保険料を納付できない期間について納付済みと記録されている者が散見される。

さらに、特殊台帳により、申立人は、昭和45年3月に申立期間直後の42年4月から44年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、保険料の納付意識が高いと考えられる申立人が、3か月と短期間である申立期間の保険料を併せて納付したとしても、特段不自然な点はみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和50年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月31日から同年6月1日まで

私は、D社（現在は、B社）に昭和45年3月16日に入社し、平成23年10月31日に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、昭和50年6月1日に、出向先のA社C事業所からD社E工場に異動した際の厚生年金保険の被保険者記録に空白があるので、申立期間も同保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録及びB社から提出された申立人に係る人事記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和50年6月1日に同社C事業所から出向元のD社E工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和50年4月の社会保険事務所（当時）の記録から12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の書類が無く不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和50年6月1日と届出を行ったにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

香川厚生年金 事案 945（事案 738 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成12年10月から13年4月までは34万円、同年5月から14年2月までは38万円、同年3月から同年10月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年10月から14年10月まで
② 平成15年3月

前回の申立ての結果、A社での勤務期間の標準報酬月額の相違について、第三者委員会から、申立期間①及び②については年金記録の訂正が認められない旨の通知をもらったが納得がいかない。

申立期間の一部の月について、給与明細書等が新たに見つかったので、再調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、申立人から提出された預金通帳により、A社から支払われた給与振込額は確認できるものの、当該給与振込額からは、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を推認することができない上、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除の事実を確認することができないことから、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、及び、申立期間②に係る申立てについては、同社の顧問会計事務所から提出された源泉徴収簿によると、平成15年3月の報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額より高額であるものの、保険料控除額に基づく標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納

付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わないとして、既に当委員会の決定に基づき、23年3月31日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たな資料として、平成13年12月、14年1月及び同年3月の給与明細書、並びに13年の給与所得の源泉徴収票を提出し、標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成13年12月、14年1月及び同年3月の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、13年12月及び14年1月は38万円、同年3月は41万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間①のうち、平成12年10月から13年11月までの期間、14年2月及び同年4月から同年10月までの期間の標準報酬月額については、申立人は厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の資料を保有していないものの、前述の申立人から提出された給与明細書、13年の給与所得の源泉徴収票、B信用金庫から提出された預金取引明細及び前回の申立てにおいて申立人から提出された預金通帳の給与振込額において推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、12年10月から13年4月までの期間は34万円、同年5月から同年11月までの期間及び14年2月は38万円、同年4月から同年10月までの期間は41万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の元事業主から回答が得られないが、給与明細書等において確認又は推認できる報酬月額並びに厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等で確認又は推認できる報酬月額並びに厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②について、今回の再申立てに当たり、申立人からは当該期間に係る新たな資料が提出されておらず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

香川国民年金 事案 461

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年5月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年5月から平成2年3月まで

昭和59年5月頃、A市B町に転居した直後に、同市の職員を名のる女性が自宅を訪れ、当該職員から「現在加入している厚生年金保険とは別に、国民年金保険料を納付しなければならない。将来、両方の制度から年金がもらえる。」と説明を受けたため、毎月集金に来てもらい保険料を納付した。3、4年ぐらいの間、毎月集金に来ており、納付すると同人が所持していた納付カードに印を押していたが、突然来なくなった。調査の上、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「転居直後の昭和59年5月頃に、A市の職員が国民年金保険料の集金のために自宅を訪れた。」と主張しているが、申立人に係る特殊台帳には、「58年3月1日不在確認」と記載されている上、同市において、申立人に係る国民年金検認状況一覧表は昭和61年度以前のもものが存在しないことから、同市は、同年度まで申立人の国民年金の加入状況を把握していなかったものと考えられる。

また、申立人は、「A市の職員が、毎月自宅を訪れ国民年金保険料を集金していた。」と主張しているが、同市は、「保険料の集金は集金組織で行っており、職員は集金を行っていなかった。」と回答している上、申立人が居住していた地域の近隣の者は、「毎月、各自で自治会長宅に保険料や市県民税を持ち寄り、自治会の納税貯蓄口座に入金し、当該口座からまとめて納めていた。」と供述しており、申立人の申立期間の保険料の納付状況を確認することができない。

さらに、A市の回答によると、申立人は、昭和58年5月20日に57年11月20日付けで国民健康保険の被保険者資格を取得する届出を行い、以降、納

付書又は集金により国民健康保険料を納付していたものと考えられるとしているところ、申立人は、「国民健康保険料についても、国民年金保険料の集金に来ていた同市の職員と一緒に納付していた。」としているが、同市は、「申立期間当時、国民健康保険料の収納のために集金を行う推進員という制度があったが、会計が異なるため、両保険料と一緒に集金することは行われていなかった。」と回答している。

加えて、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月頃から 59 年 3 月頃まで
② 昭和 59 年 3 月頃から 60 年 4 月頃まで
③ 昭和 60 年 4 月頃から 62 年 4 月頃まで
④ 昭和 62 年 4 月頃から平成 2 年 3 月頃まで

私は、申立期間①はA社、申立期間②はB社、申立期間③はC社、及び申立期間④はD社が経営する飲食店等でそれぞれ勤務していたにもかかわらず、これら全ての申立期間において、厚生年金保険被保険者となっていないため、同被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の事業主の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、厚生年金保険適用事業所索引簿によると、A社は、昭和 53 年 11 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる。

また、A社の事業主は、「同社では従業員の給与計算を行っておらず、厚生年金保険料を控除することはなかったはずであり、給与計算は親会社のE社で行われていた。」と供述している。

さらに、申立人は、A社における同僚の氏名を覚えていないことから、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述を得ることができない。

申立期間②について、B社が営業する店舗の名称、業態及び所在地に関する申立人の記憶と同社の事業主の供述が一致していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、厚生年金保険適用事業所索引簿及びオンライン記録において、B社が、厚生年金保険の適用事業所に該当したことは確認できない。

また、B社の事業主は、「同社は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、同社の従業員が同保険に加入することは無い。」と供述している。

さらに、申立人は、B社における同僚の氏名を覚えていないことから、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述を得ることができない。

申立期間③について、雇用保険被保険者記録から、申立人が、C社に昭和57年10月7日から58年5月31日までの期間、勤務していたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険適用事業所索引簿及びオンライン記録において、C社が、厚生年金保険の適用事業所に該当したことは確認できない。

また、申立人は、C社における同僚の氏名を覚えていないことから、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述を得ることができない上、同社の事業主は既に死亡していることから、同社における厚生年金保険の取扱いを確認することができない。

申立期間④について、雇用保険被保険者記録から、申立人は、D社に昭和58年6月1日から59年7月31日までの期間、勤務していたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険適用事業所索引簿及びオンライン記録において、D社が、厚生年金保険の適用事業所に該当したことは確認できない。

また、D社の事業主は、「同社は、E社の子会社の一つであり、子会社間で頻繁に異動があったが、子会社に所属している間は、厚生年金保険には加入せず、親会社の所属になってから同保険に加入していた。」と供述している。

さらに、申立人は、D社における同僚の氏名を覚えていないことから、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述を得ることができない。

一方、申立期間①、②、③及び④について、申立人は、「A社、B社、C社及びD社は、全てE社の子会社又はグループ会社であり、私は、人事異動のような形で当該各事業所に配属された。」と主張しているところ、前述の当該各事業所の3人の事業主は、「各事業所は、E社の関連会社や子会社であった。」旨供述している。

しかしながら、前述のA社の事業主は、「E社の子会社が経営する飲食店等の現場で働く者には、採用面接時に国民健康保険と国民年金に加入するように伝えていた。」と供述している上、高松市の回答から、申立人が、申立期間①、②、③及び④の大半の期間において、同市が管掌する国民健康保険に加入していたことが確認できる。

また、E社において、厚生年金保険被保険者資格を数回取得していること

が確認できる者は、「同社の子会社に出向している期間は、国民年金に加入し保険料を納付しており、出向時の給料明細書を見ると、給与から厚生年金保険料が控除されていなかった。」と供述している上、当時、同社において、厚生年金保険被保険者であった40人のうち、回答が得られた12人の職種及び役職は、同社又は子会社の事務職若しくは役員等であり、同社の同被保険者のうち、子会社が営業する店舗の現場で勤務していた者を確認することができない。

このほか、申立人の全ての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

香川厚生年金 事案 944 (事案 349 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年5月1日から36年10月12日まで

第三者委員会は、同僚の証言のみで、「A社においては、厚生年金保険に加入するか否かを従業員の選択により決定する取扱いをしていた。」と判断しているが、制度上、厚生年金保険には、強制的に加入するものであり、危険な仕事をしているので、少なくとも健康保険に加入しないまま勤務することは無い。

また、妻は、出産、育児などで年金に加入していない期間があるにもかかわらず、申立人(夫)の加入月数が妻の加入月数よりも少ないはずがない。

第三者委員会の判断は書類による証拠が無く、納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人がA社において勤務していたことは推認できるものの、i) 複数の同僚(同僚の妻を含む。)が、「申立期間当時、厚生年金保険に加入しなければ、会社を辞めるときに一時金としていくらかもらえるということを聞いたことがある。」、「入社面接時に、社長や専務から厚生年金保険に加入してもしなくてもよく、加入しなければ退職時に歩合という形で、加入期間に見合った金額を退職金に上乗せして支給するがどうするかと聞かれたが、将来のことを思い、厚生年金保険に加入した。」など供述していることから、申立期間当時、同社においては、従業員の選択により、厚生年金保険に加入させるか否かを決定する取扱いであったことがうかがえること、ii) 同社は、平成12年4月1日に厚生年金保険の適用事業所

に該当しなくなっている上、同社の法人登記簿上の取締役から、申立期間当時の厚生年金保険の加入手続に関する関連資料や供述を得ることができないこと、iii) 時期は不明であるが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人を含む同僚6人の氏名等の記載が、抹消されていることが確認できるところ、仮に厚生年金保険の被保険者であったのであれば、その後に行われるべき定時決定の記載があるはずであるが、その記載が無い上、同名簿において、前述の抹消された部分以外に申立人の氏名は確認できず、健康保険番号の欠番も無いことから、社会保険事務所（当時）において申立人の記録が失われたものとは考え難いことなどの理由から、既に当委員会の決定に基づき、平成21年11月16日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、i) 危険な仕事をしているので、少なくとも健康保険に加入しないまま勤務することは無いこと、ii) 妻は、出産、育児などで年金に加入していない期間があるにもかかわらず、申立人（夫）の加入月数が妻の加入月数よりも少ないはずがないこと、iii) 第三者委員会の判断は書類による証拠が無いことを主張し、再度申し立てているが、申立人の当該主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。